**死刑選択の許容される条件**

・その事件については如何なる裁判所がその衝にあつても死刑を選択したであろう程度の情状がある場合に限定せらるべきもの

　→被告人の生まれ育った環境等を配慮した上であっても死刑は適切なのか

死刑制度を存置する現行法制において

・犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であつて、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合

　【資料2の場合】

　　　　計画性が認められること、犯行の残虐性、働き盛りの四人の社会人の生命を奪った点で結果が極めて重大であること、各被害者の遺族らは精神的にも経済的にも深刻な打撃を受けたこと、報道により一般人を深刻な不安に陥れ社会低影響が極めて大きかったこと等の諸事情を考慮した上で被告人に何ら改悛の情が認められない状況であった

・